

情報提供とアフターサービス

ご契約後の手続きは住友生命が行います。

電話 住友生命のお問合せ窓口

 **0120-506081**

【受付時間】 月～金曜日:午前9時～午後6時 / 土曜日:午前9時～午後5時(日曜・祝日・12/31～1/3を除く)

 詳細はP36をご覧ください。

郵送 「ご契約内容のお知らせ」を送付します。

住友生命からご加入の契約内容の現況等についてお知らせします。

お客さまご自身で、ご契約後の各種手続き(住所変更等)やご契約内容の照会ができる「スマセイダイレクトサービス」をご利用いただけます。

 詳細はP13～15をご覧ください。

・満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。

・満20歳未満の契約者は親権者の同意が必要となります。

【ご利用時間】 月～土曜日:午前8時～午後11時45分 / 日曜日:午前8時～午後8時(祝日・12/31～1/3を除く)

ホームページ <http://www.sumitomolife.co.jp>

生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して住友生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、住友生命の承諾が必要になることがあります。

募集代理店からのお知らせ ～生命保険契約の金融機関でのお取扱いにあたって～

- 募集代理店である金融機関が保険商品の提案を行うにあたり、お客さまとの取引に関する情報(預金・為替取引・融資等の情報)について、お客さまの同意を得たうえで、お客さまへのコンサルティング上必要な範囲において利用することがあります。
- 保険契約のお申込みと、保険契約の締結に係るお客さまと募集代理店である金融機関との取引が、金融機関におけるお客さまに関する他の業務に影響を与えることはありません。
- 本商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。
- 募集代理店が定める募集指針および相談窓口については各募集代理店にご確認ください。



ご検討にあたっては、「ご契約のしおりー定款・約款」「ご提案内容説明書」を必ずご確認ください。
詳細は、住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

[募集代理店]

[引受保険会社]

住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話(06)6937-1435(大代表)
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24
電話(03)5550-1100(大代表)
(ホームページ) <http://www.sumitomolife.co.jp>

© 備C-18-55(2019.5) 641B0C0E19

5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)

2019年5月版

ふるは〜と ロード global グローバル

職業のみの告知で
40歳～90歳
の方がお申し込みいただける
**指定通貨建
一時払終身保険**
です。

「大切なご家族」
「将来のご自身」へ届ける想い



商品紹介動画で簡単に
短時間で商品のポイントを
ご理解いただけます!

コチラへ



契約締結前交付書面 (契約概要 / 注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

お申込みにあたって、生命保険募集人から、右記の点について口頭でご説明いたします。

- ①契約締結前交付書面(契約概要 / 注意喚起情報)兼 商品パンフレットは、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ②保険金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分は特に重要です。必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載されていますので、必ずご確認ください。



この商品は住友生命を引受保険会社とする**生命保険**です。**預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**
解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

 **住友生命**

大切なご家族・将来のご自身へ

様々な想いをお届けいただける**指定通貨建一時払終身保険**です。

(米ドルまたは豪ドル)

※ご契約時に指定いただいた通貨は、ご契約後変更できません。

大切なご家族へ向けて

ふやして
 のこせます



死亡保険金を 指定通貨建で、 大きくふやしてのこせます

ご契約当初5年間(または10年間)^(※1)の死亡保険金額を
 抑えることで、5年(または10年)^(※1)経
 死亡保険金額を**指定通貨建で大きくし**ています。



- 為替レートの変動により、死亡保険金を受
 取時の為替レートで円換算した金額が、一時払
 保険料や死亡保険金をご契約時の為替レ
 ートで円換算した金額を下回ることがあり、損失
 が生じるおそれがあります。

さらに はじめて外貨建生命保険をご検討される方も安心

初期死亡時円換算支払額
 最低保証特約を付加して
 いただくことにより、**ご契約当初一定期間の
 死亡保険金額を円貨で最低保証します**

契約年齢
 40歳~**80**歳の方

ご契約当初5年間(または10年間)^(※2)の(災害)死亡保険金の
 支払額として**基準金額(用語)**を最低保証します。
 為替レートが変動し、ご契約時よりも円高となっても
 安心してのこせます。



- 契約日から5年(または10年)経過以後の死亡保険金のお支
 払いについて、基準金額の最低保証はありません。また、解約
 返戻金についてはご契約当初より最低保証はありません。
- 本特約を付加した場合、付加しない場合よりも、基本保険金
 額、解約返戻金額等は小さくなります。

将来のご自身へ向けて

ふやして
 つかえます



解約返戻金をご自身で つかうことができ ます

将来の終身保障の全部または一部にかえ て、解約返戻金をお受け取りいただき、
 ご自身でつかうことができます。 て、解約返戻金をお受け取りいただき、
契約日から15年経過以後の解約返戻金額 はご契約時に指定通貨建で確定します。



- 一時払保険料からご契約時にかかる費用を
 控除します。また、ご契約当初15年間の解約返戻金
 額は、市場価格調整を適用し計算するため、
 市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保
 険料積立金額から増減します。そのため、解
 約返戻金額が減少することがあります。損失
 が生じるおそれがあります。
- 為替レートの変動により、解約返戻金を受取時
 の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や解約
 返戻金をご契約時の為替レートで円換算した金
 額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

さらに はじめて外貨建生命保険をご検討される方も安心

解約返戻金の円換算額が確認いただけ、
 また、インターネット・電話による
即日解約ができる
 等の便利なサービス
「スミセイダイレクトサービス」を
 ご利用いただけます。

参照 詳細は、P13~15をご覧ください。

(用語) 基準金額 払込通貨に応じて次の金額をいいます。払込通貨が円貨の場合：円貨払込額。払込通貨が円貨以外の場合：一時払保険料に住友生命が保険料を受け取った日(住友生命が指定する金融機関が休業日となる場合は、その金融機関の翌営業日)の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)を乗じた金額。なお、基本保険金額が減額された際にはその割合に応じて基準金額は減額されます。

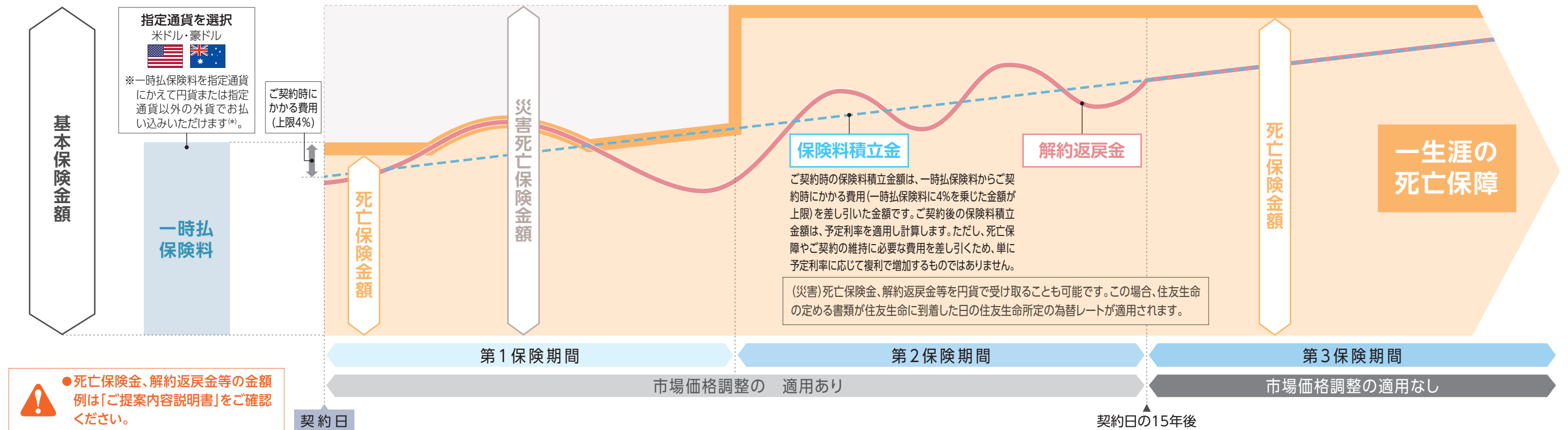
(※1) 契約年齢40歳~49歳：10年間、契約年齢50歳~90歳：5年間 (※2) 契約年齢40歳~49歳：10年間、契約年齢50歳~80歳：5年間

ふるはーとJロードグローバルの「しくみ」と「特徴」

初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しない場合 [契約年齢 40歳～90歳]

ご契約時	第1保険期間 ご契約当初5年間(契約年齢50歳～90歳の方) または10年間(契約年齢40歳～49歳の方)	第2保険期間 契約日から15年間のうち、 第1保険期間満了日の翌日以後の期間	第3保険期間 第2保険期間満了日の翌日以後終身
<p>職業のみの告知で40歳～90歳の方が申込可能</p> <p>基本保険金額は、ご契約時に指定の米ドル建または豪ドル建で確定します</p>	<p>(災害)死亡保険金 一時払保険料相当額、保険料積立金相当額、解約返戻金相当額のうち最も大きい金額</p> <p>災害死亡保険金 基本保険金額、解約返戻金相当額のうちいずれか大きい金額</p>	<p>死亡保険金 基本保険金額、解約返戻金相当額のうちいずれか大きい金額</p>	<p>死亡保険金 基本保険金額と同額</p>
<p>ご契約時に指定いただいた通貨は、ご契約後変更できません。</p>	<p>市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。</p> <p>参照 市場価格調整の詳細はP25・26「契約概要8」をご覧ください。</p>	<p>市場価格調整を適用しないため、解約返戻金計算基準日の保険料積立金額と同額となり、ご契約時に指定通貨建で確定します。</p>	<p>市場価格調整を適用しないため、解約返戻金計算基準日の保険料積立金額と同額となり、ご契約時に指定通貨建で確定します。</p>

しくみ図(イメージ)



死亡保険金、解約返戻金等の金額例は「ご提案内容説明書」をご確認ください。

(*) 保険料円貨払込特約または保険料指定外通貨払込特約を付加した場合、円貨または指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)により払い込まれた金額を、住友生命一時払保険料として払い込まれたものとして取り扱います。募集代理店によってはこれらの特約を取り扱わないことがあります。複数通貨でのお支払いはできません。

ご契約時に適用する予定利率について

● 予定利率とは、死亡保険金額等を定めるにあたっての前提となる利率であり、金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。なお、予定利率は実質的な利回りとは異なります。

● お申込み月の15日または月末までに保険料のお支払いと告知をいただけない場合、ご契約時の予定利率は、お申込み時の予定利率と変わることがあります(契約締結後は、ご契約時に適用された予定利率から変わりません)。

適用される予定利率が変わる場合、基本保険金額・解約返戻金額等も変わります。また、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

一時払保険料からご契約時にかかる費用を控除します。また、ご契約当初15年間の解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。そのため、解約返戻金額は一時払保険料を下回る**ことがあり、損失が生じるおそれがあります。**

為替レートの変動により、死亡保険金・解約返戻金等を受取時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や死亡保険金、解約返戻金等をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

この保険は高度障害状態になられた場合のお支払いはありません。

ふるはーとJロードグローバルの「ポイント」

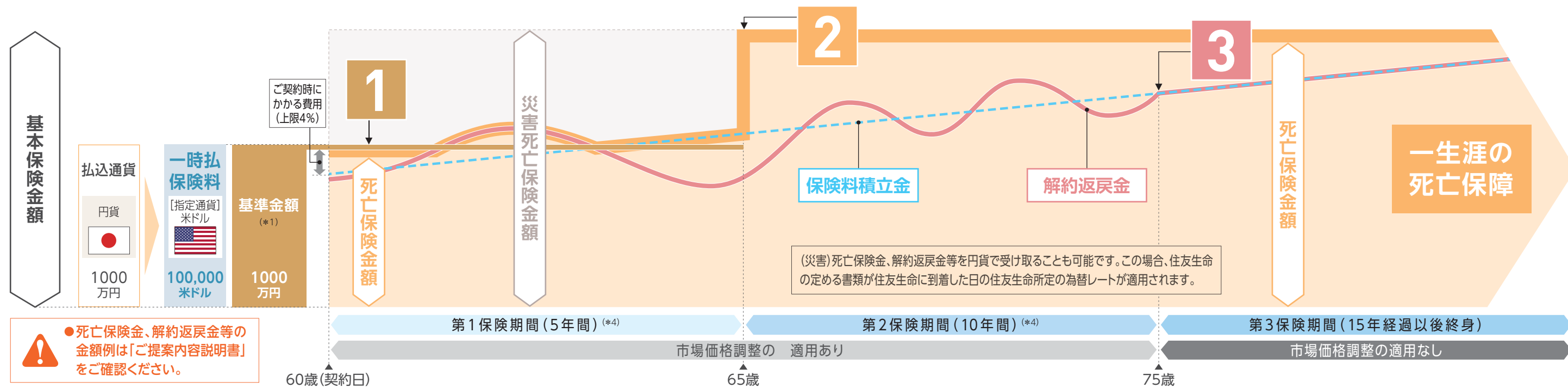
初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合 [契約年齢 40歳～80歳]

しくみ図(イメージ)

ご契約例	契約年齢	性別	払込通貨	払込金額(基準金額 ^{(*)1})	指定通貨	一時払保険料	予定利率	実質的な利回り
	60歳	女性	円貨	1000万円	米ドル	100,000米ドル ^{(*)2}	3.0%	1.72% ^{(*)3}

※ご契約例では1米ドル未満を切り捨てて記載しています。 ※保険料円貨払込特約を付加した場合
 (*1) (災害)死亡保険金の支払額として最低保証する金額 (*2) 保険料を円貨で払い込む場合の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)を100円としています。
 (*3) 小数点第3位を切り捨てて記載しています。

- 予定利率3.0%、一時払保険料を円貨で払い込む場合の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭) 100円のご契約例を記載しておりますが、ご契約には契約日時点の予定利率が適用され、一時払保険料を円貨で払い込む場合の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)は住友生命が保険料を受け取った日の為替レートが適用されますので、記載のご契約例とは異なることがあります。ご契約に適用される予定利率、実質的な利回りおよび死亡保険金・解約返戻金等の金額例は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。
- 実質的な利回りは指定通貨建(外貨建)での利回りであり、円建での利回りではありません。なお、ご契約の全期間(15年後の契約応当日を含む)において、解約返戻金を円貨で受け取る場合は、為替レートの変動により元本割れすることがあります。
- 実質的な利回りは15年後の契約応当日以外の日付で解約した場合に支払われる解約返戻金の利回りを保証するものではありません。なお、一時払保険料からご契約時にかかる費用を差し引くため、ご契約から解約までの期間が短い場合、解約返戻金が一時的に下回る可能性があります。



● 死亡保険金、解約返戻金等の金額例は「ご提案内容説明書」をご確認ください。

(災害)死亡保険金、解約返戻金等を円貨で受け取ることも可能です。この場合、住友生命の定める書類が住友生命に到着した日の住友生命所定の為替レートが適用されます。

上記ご契約例のポイント

1 初期死亡時円換算支払額最低保証特約によって **1000万円^{(*)1}** 円貨で最低保証する金額

ご契約当初一定期間の死亡保険金額を円貨で最低保証します

ご契約当初5年間^{(*)4}の(災害)死亡保険金の支払額として**基準金額**を最低保証します。為替レートが変動し、ご契約時よりも**円高**となっても**安心してのこせます**。

● 金利情勢や被保険者の年齢によっては本特約をお取り扱いできない場合があります。
 ● 本特約の中途付加や解約のお取扱いはできません。

2 契約日から5年^{(*)4}経過以後の **183,600米ドル^{(*)5}** 死亡保険金額

死亡保険金を指定通貨建で、大きくふやしてのこせます

ご契約当初5年間^{(*)4}の死亡保険金額を抑えることで、5年^{(*)4}経過以後の死亡保険金額を**指定通貨建で大きくしています**。

3 契約日から15年経過時点の **129,291米ドル^{(*)6}** 解約返戻金額

解約返戻金をご自身でつかうことができます

将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金をお受け取りいただき、**ご自身でつかうことができます**。
契約日から15年経過以後の解約返戻金額はご契約時に指定通貨建で確定します。

用語説明
予定利率
 死亡保険金額等を定めるにあたっての前提となる利率であり、金利情報に応じて毎月1日、16日に設定します。なお、予定利率は実質的な利回りとは異なります。

実質的な利回り
 本商品の実質的な利回りとは、一時払保険料に対する15年後の契約応当日における解約返戻金額の年換算利回り(複利)をいいます。

(*)4 契約年齢49歳以下の場合、第1保険期間は10年間、第2保険期間は5年間となります。
 (*5) 第2保険期間の死亡保険金額は、基本保険金額、解約返戻金相当額のいずれか大きい金額となりますので、183,600米ドルを上回る場合があります。
 (*6) 契約応当日に解約した場合です。

解約返戻金をご自身でつかうことができます <解約返戻金額と市場価格調整について>

解約返戻金の推移イメージ

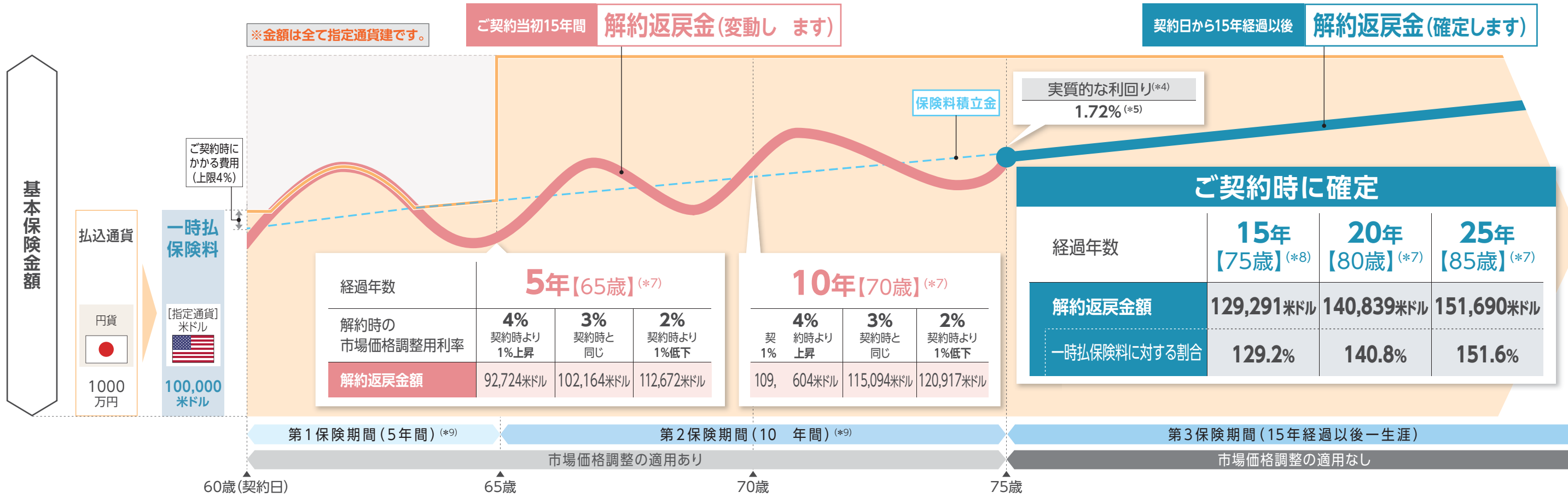
初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合

ご契約例	契約年齢	性別	払込通貨	払込金額(基準額 ^{(*)1})	指定通貨	一時払保険料	予定利率 ^{(*)3}	実質的な利回り ^{(*)4}	契約時の市場価格調整利用率 ^{(*)6}
	60歳	女性	円貨	1000万円	米ドル	100,000米ドル ^{(*)2}	3.0%	1.72% ^{(*)5}	3.0%

※ご契約例では1米ドル未満を切り捨てて記載しています。 ※保険料円貨払込特約を付加した場合
 (*1) (災害)死亡保険金の支払額として最低保証する金額
 (*2) 保険料を円貨で払い込む場合の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)を100円としています。
 (*3) 予定利率とは、死亡保険金額等を定めるにあたっての前提となる利率であり、金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。なお、予定利率は実質的な利回りとは異なります。
 (*4) 本商品の実質的な利回りとは、一時払保険料に対する15年後の契約応当日における解約返戻金額の年換算利回り(複利)をいいます。
 (*5) 小数点第3位を切り捨てて記載しています。
 (*6) 解約返戻金額を計算する際の市場価格調整に使用する利率です。指定通貨の市場金利をもとに住友生命が定める利率で、予定利率とは異なります。

● 予定利率3.0%、契約時の市場価格調整利用率3.0%、一時払保険料を円貨で払い込む場合の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)100円のご契約例を記載しておりますが、ご契約には契約日時点の予定利率、市場価格調整利用率が適用され、一時払保険料を円貨で払い込む場合の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)は住友生命が受け取った日の為替レートが適用されますので、記載のご契約例とは異なることがあります。ご契約に適用される予定利率、実質的な利回り、市場価格調整利用率および死亡保険金・解約返戻金等の金額例は、「ご提案内容説明書(設計書)」をご確認ください。
 ● 実質的な利回りは指定通貨建(外貨建)での利回りであり、円建での利回りではありません。
 ● 実質的な利回りは15年後の契約応当日以外の日付で解約した場合に支払われる解約返戻金の利回りを保証するものではありません。なお、一時払保険料からご契約時にかかる費用を差し引くため、ご契約から解約までの期間が短い場合、解約返戻金が一時払保険料を下回る可能性が高くなります。

■ 第1保険期間・第2保険期間(ご契約当初15年間)の解約返戻金額は、市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。
 ■ 第3保険期間(契約日から15年経過以後)の解約返戻金額は、市場価格調整を適用しないため、解約返戻金計算基準日の保険料積立金額と同額となり、ご契約時に指定通貨建で確定します。



ご契約当初15年間 解約返戻金額は、市場価格調整の適用により保険料 積立金額から増減します。

契約日から15年経過以後 解約返戻金額は、ご契約時に指定通貨建で確定します。

● 為替レートの変動により、解約返戻金を受取時の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料や解約返戻金をご契約時の為替レートで円換算した金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

市場価格調整とは
 各指定通貨の市場金利の変動に応じた運用資産(債券など)の価格変動を解約返戻金額に反映させるしくみをいいます。一般的に市場金利が高くなると債券の価格は下落するため解約返戻金額は減少し、市場金利が低くなると債券の価格は上昇するため解約返戻金額は増加します。そのため、市場金利の変動により、解約返戻金額は解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。



15年経過以後、解約返戻金は基本保険金額を上限に増加しますので、
 趣味 住宅リフォーム 老後の備え
 などにもご活用いただけます。一部解約(減額)も可能です

(*)7 契約応当日直前に解約した場合です。(*)8 契約応当日に解約した場合です。(*)9 契約年齢 49歳以下の場合、第1保険期間は10年間、第2保険期間は5年間となります。

初期死亡時円換算支払額最低保証特約を 「付加しない場合」と「付加した場合」の違い

しくみ図(イメージ)

ご契約例	契約年齢	性別	払込通貨	払込金額	指定通貨	一時払保険料
	60歳	女性	円貨	1000万円	米ドル	100,000米ドル ^(※1)

(※1) 保険料を円貨で払い込む場合の住友生命所定の為替レート(TTM+50銭)を100円としています。

第1保険期間の死亡保険金額の例 死亡保険金を円貨で受け取る場合

第1保険期間の死亡保険金額 ^(※2)		100,000米ドル		
死亡保険金を円貨で受け取る場合の 為替レート(TTM-50銭)		80円 ← 円高	100円	円安 → 120円
死亡保険金の 円換算額	付加しない場合	800万円	1000万円	1200万円
	付加した場合	1000万円 ^(※3)	1000万円	1200万円

1000万円が
最低保証されます

1200万円を
お支払いします

(※2) 解約返戻金額や保険料積立金額が死亡保険金額欄の金額を超える場合は解約返戻金相当額もしくは保険料積立金相当額が死亡保険金額となります。

(※3) (災害)死亡保険金の支払額として最低保証する金額

基本保険金額の差額

予定利率	①付加しない場合	②付加した場合	差額(②-①)
4.0%	237,900米ドル	236,760米ドル	-1,140米ドル
3.5%	209,790米ドル	208,780米ドル	-1,010米ドル
3.0%	184,500米ドル	183,600米ドル	-900米ドル
2.5%	161,800米ドル	161,010米ドル	-790米ドル
2.0%	141,510米ドル	140,820米ドル	-690米ドル

初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合、
第1保険期間中については、**最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています**
(別途お払い込みいただくものではありません)。
そのため、**本特約を付加しない場合に比べて、基本保険金額・解約返戻金額等は小さくなります。**

- ご契約には契約日時点の予定利率が適用されますので、記載のご契約例とは異なることがあります。死亡保険金、解約返戻金等の金額例は、「ご提案内容説明書」をご確認ください。
- 第2保険期間および第3保険期間の死亡保険金のお支払いについて、**基準金額の最低保証はありません。また、解約返戻金についてはご契約当初より最低保証はありません。**
- 金利情勢や被保険者の年齢によっては本特約をお取り扱いできない場合があります。
- 本特約の中途付加や解約のお取扱いはできません。

将来の介護リスクに備えることもできます。

所定の要介護状態になられたとき、
「**重度介護前払保険金^(※1)**」をお受け取りいただくことも選択できます。

- 「**重度介護前払特約**」を付加することで、**第2保険期間または第3保険期間に、被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当した場合**、ご請求により、将来の死亡保険金の全部または一部^(※2)にかえて「**重度介護前払保険金**」を被保険者にお支払いします^(※3)。
- 「**重度介護前払保険金**」は、請求額(特約基準保険金額)から**所定の期間に応じた利息を差し引いた金額**または請求額(特約基準保険金額)に対応する解約返戻金相当額のいずれか大きい金額となります。
- 「**重度介護前払保険金**」をお支払い後、すぐに被保険者がお亡くなりになった場合も、**既に差し引いた住友生命所定の利息はご返金できません。**

(※1) 円建終身保険へ変更した後は円貨で支払います。

(※2) 死亡保険金の一部にかえて支払った場合には、残りの基本保険金額の範囲内で重度介護前払保険金を再度請求できます。請求額は通算3000万円(請求額を指定通貨で定める場合、住友生命所定の為替レートで円換算した金額)を限度とします。なお、限度額は将来変更することがあります。

(※3) 重度介護前払保険金は被保険者が受け取られる場合、全額非課税となります。

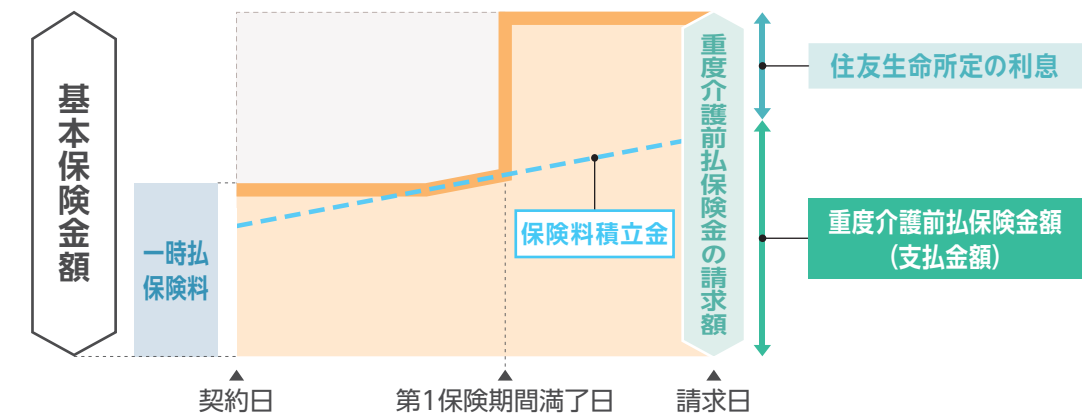


● 本特約の付加は、被保険者おひとりにつき1契約に限ります。

しくみ図(イメージ)

ご契約例	契約年齢	性別	指定通貨	一時払保険料	予定利率 ^(※4)	基本保険金額
	50歳	女性	米ドル	100,000米ドル	3.0%	222,260米ドル

(※4) 予定利率とは、死亡保険金額等を定めるにあたっての前提となる利率であり、金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。なお、予定利率は実質的な利回りとは異なります。



基本保険金額と同額を請求された場合

契約年齢	請求時の年齢 ^(※5)	請求時の死亡保険金額(基本保険金額)	重度介護前払保険金の請求額		(ご参考) 請求時の解約返戻金額 ^(※7)
			重度介護前払保険金額(支払金額)	住友生命所定の利息 ^(※6)	
50歳	65歳	222,260米ドル	146,506米ドル	75,754米ドル	129,866米ドル
	80歳	222,260米ドル	181,252米ドル	41,008米ドル	170,495米ドル

※ 初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しています。

※ 「住友生命所定の利息」は1米ドル未満を切り上げ、「請求時の死亡保険金額」「重度介護前払保険金額(支払金額)」「請求時の解約返戻金額」は1米ドル未満を切り捨てて記載しています。

(※5) 請求日時点の被保険者の契約上の年齢を用います。

(※6) 住友生命所定の利息は、ご契約の予定利率および性別・請求時年齢により計算されます。このため、実際の支払金額は契約日時点の予定利率により異なります。

(※7) 65歳の解約返戻金額は契約当日に解約した場合、80歳の解約返戻金額は契約当日直前に解約した場合です。解約返戻金額が支払金額をこえる場合、解約返戻金相当額を支払います。

死亡保険金額・解約返戻金額を円建で確定させることもできます。

目標到達時円建終身保険変更特約

解約返戻金の円換算額が
あらかじめ設定した目標額に到達した際に、
自動的に円建終身保険に変更します。

- 契約日の1年後の契約応当日から第2保険期間満了日までの各日において、解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額が目標額に到達^(※1)した場合、解約返戻金の円換算額^(※2)を原資として、到達日の翌日に円建終身保険へ自動的に変更します。
- 契約時に目標額(下表を参照)を設定できます。また、目標額を設定しないこともできます(この場合でも、契約時に本特約が付加されます)。
- 契約締結後にも目標額の設定・変更、設定の解除を行うことができます。
- 第1保険期間および第2保険期間中に円建終身保険に変更するため、原資となる解約返戻金の計算には市場価格調整を適用します。

目標額として設定できる金額
基準金額 × 110%~200%(10%刻み)

(※1)住友生命の営業日かつ住友生命が指標として指定する金融機関の営業日に目標額到達の判定を行います。ただし、住友生命が指標として指定する金融機関が休業日の場合や、その営業日においてTTS・TTBを公示していなかった場合には、その日における目標額到達の判定を行いません。

(※2)到達日時点の解約返戻金の円換算額とします。

参照 詳細はP23をご覧ください。

円建終身保険変更制度

契約者からお申し出いただくことにより、
指定通貨建の死亡保障から
円建の死亡保障へ変更できます。

- 第2保険期間または第3保険期間に、契約者のお申し出により、変更申出日^(※3)の解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額を原資として円建終身保険へ変更します。
- 第2保険期間中に円建終身保険に変更する場合、原資となる解約返戻金の計算には市場価格調整を適用します。

(※3)住友生命が定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は書類が完備した日)をいいます。

参照 詳細はP23をご覧ください。

解約返戻金の円換算額はスミセイダイレクトサービスでご確認いただけます。 詳細はP13~15



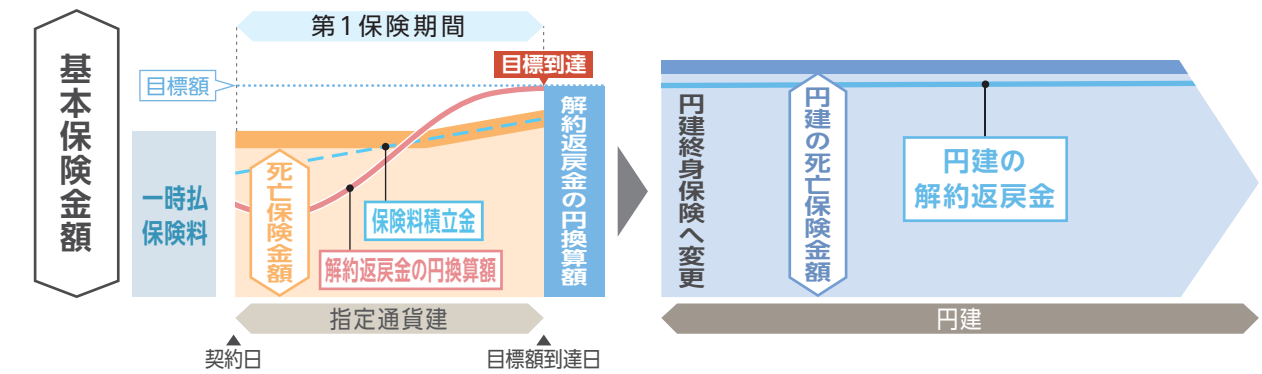
- 市場金利や為替レートの変動によっては、目標額に到達せず、円建終身保険に変更しない場合があります。
- 目標到達時円建終身保険変更特約の中途付加や解約のお取扱いはできません。
- 円建終身保険変更後の死亡保険金額は、到達日または変更申出日における解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額を基準として、変更日時点の被保険者の年齢および計算基礎率(円建終身保険の予定利率等)に基づいて計算します。
- 変更後の死亡保険金額は、変更前の死亡保険金の円換算額を下回ることがあります。
- 円建終身保険へ変更後、指定通貨建終身保険へ再度変更することはできません。

目標到達時円建終身保険変更特約

第1保険期間中に目標額に到達した場合

※目標額は変更できます。
※契約日の1年後の契約応当日から判定します。

しくみ図(イメージ)

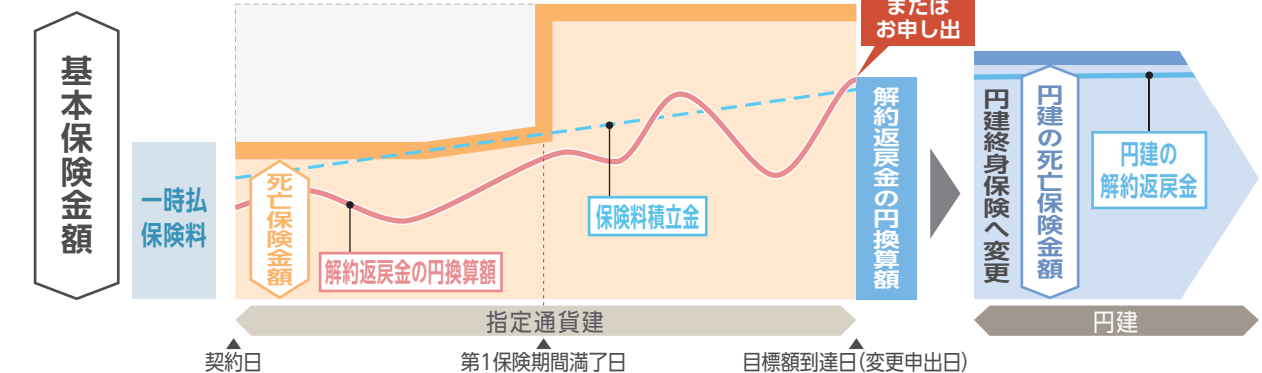


目標到達時円建終身保険変更特約 円建終身保険変更制度

第2保険期間中に目標額に到達した場合 ※目標額は変更できます。

第2保険期間中に円建終身保険への変更をお申し出いただいた場合

しくみ図(イメージ)



円建終身保険に変更する場合、死亡保険金額の上限があります。

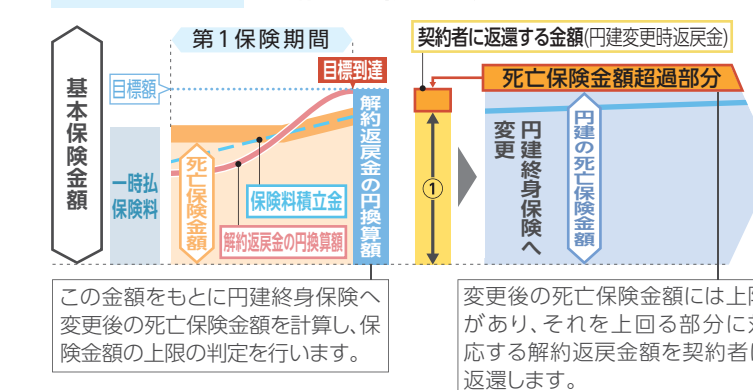
円建終身保険変更後の死亡保険金額は、到達日または変更申出日における解約返戻金の円換算額を基準として計算します。

ただし、変更後の死亡保険金額は、変更前の死亡保険金額を到達日または変更申出日の住友生命所定の為替レートにより円換算した金額を上限とします。そのため、計算した変更後の死亡保険金額がその上限を上回る場合、契約者に返還金(円建変更時返戻金)が発生します。

返還する金額は、上限を上回る部分に対応する解約返戻金の円換算額となります。
変更直後の解約返戻金額はイメージ図①の部分となります。

<円建変更時返戻金が発生する場合:しくみ図(イメージ)>

第1保険期間中に目標額に到達した場合



この金額をもとに円建終身保険へ変更後の死亡保険金額を計算し、保険金額の上限の判定を行います。

変更後の死亡保険金額には上限があり、それを上回る部分に対応する解約返戻金額を契約者に返還します。

スミセイダイレクトサービスについて

ご利用登録は次ページへ

ご利用登録のうえ、便利な機能をご活用ください。

1 ご契約内容照会サービス

解約返戻金額等をご確認いただけます



お客さまご自身で**ご契約内容等をご確認**いただけます。

※円換算額については、照会日における住友生命所定の為替レートに基づいた金額です。為替レートの反映時刻は下記時刻となります。ただし掲載時刻が下記時刻以降となる場合があります。

米ドル 午前10時00分頃

豪ドル 午前10時40分頃

2 メールお知らせサービス

※メールアドレスのご登録が必要です。

解約返戻金の円換算額の増減をメールでお知らせいたします



ご契約から6か月経過以後、**解約返戻金の円換算額(*1)**が**基準金額**から**10%ごと**増加、減少するつど、**ご登録いただいたメールアドレスあてにお知らせ**いたします。

(*1) 住友生命所定の為替レート(TTM-50銭)により円換算した金額

3 各種お手続きサービス

各種お手続きが可能です



以下のお手続きが簡単にできます。

- お客さま情報(住所・電話番号・メールアドレス等)の変更のお手続き
- 各種お手続き書類(名義変更、証券再発行等)のご請求

4 ネット・電話による即日解約サービス

インターネットや電話での即日解約が可能です



インターネットや電話で解約のご請求を行っていただけます。

解約返戻金は円貨で、請求日時点の解約返戻金の円換算額(*2)をご指定の口座に送金(*3)します。

(*2) 住友生命所定の為替レートにより円換算した金額

(*3) 請求日の3~4営業日後に特定取引口座に送金します。

ネット解約サービス・電話解約サービスのご利用にあたって

STEP1

「ふるはーとJロードグローバル」の申込み時に「スミセイダイレクトサービス特定取引口座・特定取引用暗証番号登録・変更申込書」をご提出いただく必要があります。

※「ふるはーとJロードグローバル」の申込み後に本サービスをご利用されたい場合は後日、コールセンターにお問い合わせください。

STEP2

インターネットや電話での解約のご請求にあたっては、上記の書類のご提出に合わせて、「スミセイダイレクトサービス」のご利用登録も必要となります。「スミセイダイレクトサービス」のご利用登録方法についてはP15をご参照ください。

- 支払金額が3000万円以下(*4)の場合に限り取り扱います。
- 送金用口座は円貨口座のみ指定できます(外貨での受け取りはできません)。
- 解約請求の受付時間は指定通貨を問わず、平日の以下の時間で受け付けます。なお、為替レートが未確定の場合は、受付時間中であってもご請求ができません。

インターネットの場合

(平日)午前11時~午後11時45分

電話の場合

(平日)午前11時~午後6時

(*4) 請求日時点の解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額が3000万円以下である必要があります。

スミセイダイレクトサービスの ご利用登録について

「ふるはーと」ロードグローバル]をご契約いただくと保険証券にパスワード登録方法のご案内を同封して送付します。また、保険証券とは別に登録用の仮パスワードが記載されたハガキを送付します。以下の手順に沿ってご希望のパスワードを登録後、スミセイダイレクトサービスをご利用ください。

準備

保険証券(証券番号)と仮パスワードのご案内を準備し、右記ホームページへアクセス

住友生命
 <http://www.sumitomolife.co.jp>

登録手順

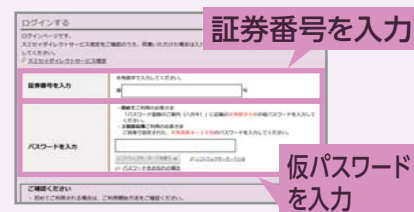
1 「スミセイダイレクトサービス ログイン」ボタンをクリック



2 「ログイン画面へ」ボタンをクリック



3 「証券番号」と「仮パスワード」を入力



4 画面にしたがってご希望のパスワードを登録



※画面はイメージです。実際とは異なる場合があります。

スミセイダイレクトサービスのご利用開始

※スミセイダイレクトサービスの内容について記載したスミセイダイレクトサービス規定は住友生命ホームページにてご案内しておりますので、ご確認ください。
※スミセイダイレクトサービスへのお申込みをご希望されない場合は、保険契約申込書のスミセイダイレクトサービス欄の「利用しない」に〇印を付けてください。
※満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。
※満20歳未満の契約者は親権者の同意が必要となります。

ご利用時間 【月～土曜日】午前8時～午後11時45分 【日曜日】午前8時～午後8時(祝日・12/31～1/3を除く)

ご利用開始手続き完了後、ネット・電話による即日解約サービス等の便利なサービスをご利用いただけます。

生命保険ならではの機能で、 ご家族へスムーズにのこすことができます。

スムーズに現金化できます。

生命保険なら、原則遺産分割協議(遺産分割にかかる相続人同士の話し合い)の対象外^{(*)1}となり、(災害)死亡保険金は受取人からの請求手続きにより原則5営業日以内にお支払いします^{(*)2}。そのため、**スムーズに現金化できる資金の準備をしておくことが可能です。**

(*)1 生命保険金は、受取人固有の財産であり遺産分割協議の対象外とされています。ただし、相続人の中で著しい不公平が生じる場合には、他の相続財産の遺産分割協議に影響する場合があります。

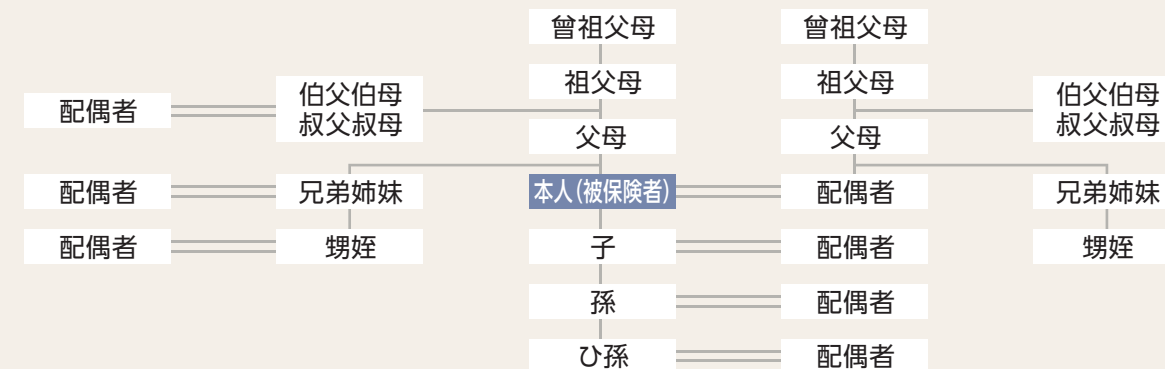
(*)2 完備された請求書類が住友生命に到着した日の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。ただし、死亡保険金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合はこの限りではありません。

のこしたいひとにのこせます。

遺言がない場合の遺産分割方法は相続人全員による話し合いで決められるため、**のこす側の想いが反映されない可能性があります。**
生命保険なら、あらかじめ死亡保険金受取人を指定しておくことが可能です。

〈本商品の死亡保険金受取人の指定可能範囲〉

被保険者からみた続柄が「配偶者」または「三親等以内の親族」



※上記は受取人の指定可能範囲ですが、相続税の非課税枠が適用可能となる相続人の範囲とは異なります。

生命保険金の相続税非課税枠をご活用いただけます。

相続財産が一定額以上の場合には相続税が課されます。

生命保険なら、生命保険金に一定の相続税非課税枠があり相続税を軽減することが可能です。

非課税枠 = 500万円 × 法定相続人の数

※保険金受取人が相続人である場合に非課税枠が使用できます(相続人以外が受け取る場合は使用できません)。

●記載の内容は2019年5月現在の税制によります。今後、税制の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。なお、税務取扱いに関してご不明な点がある場合は、所轄の税務署や税理士等専門家に相談・ご確認ください。